

新潟市農業委員会部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため委員会に設置する部会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会に法令に基づかない次の部会を設置する。

農地部会

農政振興部会

北区部会、中央地区部会、秋葉区部会、南区部会、西区部会、西蒲区部会

(以下「区部会」という。)

(部会の構成及び部会長、部会長職務代理者の設置)

第3条 農地部会及び農政振興部会の構成員の定数は農業委員（以下「委員」という。）

として在任する数の各々2分の1程度とし、構成員は総会において定める。

2 区部会の構成は各区事務所管内在住委員及び各区事務所管内在住又は農業を営む農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)とする。

3 農地部会及び農政振興部会には委員の、また、区部会には推進委員の中から、総会で選出した部会長及び部会長職務代理者を置く。

4 農地部会及び農政振興部会には会長、会長職務代理者が、部会外委員として参加する。

(所掌事務)

第4条 部会は、部会ごとにそれぞれ次の事項に係る諸問題について意見聴取、調査研究、対策協議する。

農地部会

(1) 農地法に関すること。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（変更にかかるもの）に関すること。

- (3) 農地税制に関すること。
- (4) 農地紛争に関すること。
- (5) その他農地行政に関すること。

農政振興部会

- (1) 農業経営基盤強化促進法に関すること。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- (3) 農業関係各種補助事業に関すること。
- (4) 認定農業者支援活動に関すること。
- (5) 実勢農地賃借料及び農作業協定料金に関すること。
- (6) 農業者年金に関すること。
- (7) 農業関係制度資金に関すること。
- (8) その他農業振興対策及び農政対策に関すること。

区部会

総会への付託事項や農地部会及び農政振興部会の各所掌事務のうち、各区事務所所管の案件に係る事項の事前審査又は調査等に関すること。

(会議)

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は部会の議長となり議事を整理する。
- 3 部会長が欠けたとき又は事故があるときは、部会長職務代理者がその職務を代理する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。